

神戸市告示第 634 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 27 年 3 月 19 日

神戸市長 久 元 喜 造

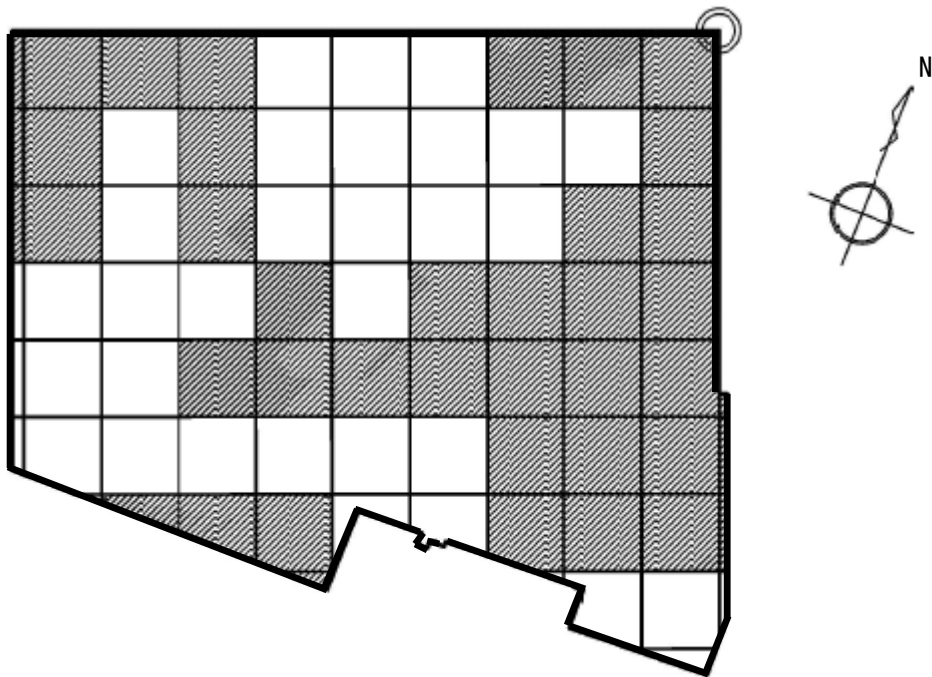
1 指定する区域

兵庫区笠松通 10 丁目 1 番の一部，10 番の一部，11 番の一部  
（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

別図



<凡例>	
	: 起点
	: 調査対象地
	: 形質変更時要届出区域

< 起点 >
起点は，兵庫区笠松通 10 丁目 11 番の最北端地点とする。
< 格子の回転角度 >
68° 39' 23"
起点を通り，東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を，起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。